

関西労災職業病 No.28

関西労働者安全センター

1976.8.30 発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

主張

去る8月19日、植田

マンガンの被災労働者
は植田文次(社長)と
労働省を相手に裁判に
踏みきった。

昨年未の糾弾になら
わらず植田は、貸金100
%補償と健

診というあ

たり前の要
求にも耳を
貸さず卑劣

な姿勢を貫いている。

一方労働行政も、38
年健診でマンガン中毒

を後見しなから見殺し
にしてきた事を全く反

省していかない。「我々
は一生けんめいやった

と剛き直る始末だ。
今回の裁判は資本と
行政のこの非道に業を
煮やした怒りの裁判で

あり、また、どことん
責任を追及し拓く執念
のあらわれでもある。

植田マンガンのこの
斗いは決して個別植田

マンガンの斗いではな
い。全ての被災労働者

に進むべき道と勇気を
与えるものであり、行

政と資本の責任追及の
斗いの先頭に立つもの

植田マンガン労働者裁判闘争を

全被災労働者の課題へ

である。

去る5月の労災保険
法改悪を前に、資本と

行政は被災労働者の首
切をおしすすめてくる

だろう。彼らは「生証
人」を職場から追放し、

労災斗争の火花をな
くそうと躍起となって
いるのだ。京都の都々
クシートKが、同社の

被災労働者に10余年に
わたって休業補償を支
給している京都下監督

署に對して「首を切れ
ないための損害を賠償

せよ」と提訴している
のもネライは同じだ。

資本と行政のこうした
反動によって、怒みを

飲んで泣き寝入りさせ
られる被災労働者は更

に増えると思われ

こうした
状況だから
こそ植田マ

ンガンの斗いは一層大
きな意義をもっている。

「認定したならと言っ
て終わりではない」と

いう彼らの訴えは、全
ての被災労働者の気持

を代表するものである。
植田マンガンの斗いを
先頭に泣き寝入りしな
い斗いを築いていこう。

国・企業（植田）は

共同加害責任を果せ

植田マンナン分会の斗いなら

8月19日、我々は大阪地裁に訴状を提出した。企業と国は共同正犯である。未知のものではなく、予知していたものであり、適切な措置により、災害発生を未然に防止するところが可能であった以上、もはや単なる過失とは言いがたい。従つて共同加害責任を果せ、被害賠償を支払え、という内容である。

人間の健康は金銭・物質等であがなうことばできないし、評価のしようもないだろう。然し、黙して語りず、動かすので、泣きぬいりするのではない。権利は堂々と主張すべきだ。労働災害の企業責任追及が常にありまじなり、悲しみはいつしか忘れ去られ、企業は繁栄肥大する。労働者の犠牲の上に企業が存在するといふごうまんと、これを容認・育成した行政責任は、まさしく罪深く、許しがたい。労働行政は何をしたか、我々はそれを向うているのだ。

社会の下積み的存在である庶民労働者こそが、国力の繁栄・発展に欠くべからざるものとして最大の貢献を果している。この庶民労働者が今、国と企業の責任を裁判によつて向い直さねば生きていくことができないうことごとく、国民不在の怠慢行政、典型的な労働者無視政策の一端であり、露骨であるのだ。

我々満中（注）

中毒、労働者の即志は強固で、不変を誓っている。容易な妥協はない。

意志と論理はとうていあるが、我々の肉体が

28号の案内

■主張（1ページ）

植田マンナン労働裁判闘争を全被災労働者の課題へ！

■植田マンナンの斗いなら（257ページ）

国・企業（植田）は共同加害責任を果せ

■人民医療の課題と歴史（8512ページ）

神戸診療所・労働者自らの医療機関として。南大阪労働者診療所。その設立経緯について

■ニュース（1320ページ）

都島・大阪・東大阪・京都・南大阪（西労界斗争関係その他）東京・神奈川・福井

■寄稿（2123ページ）

岡大医学部衛生学教室有志 その9

示す現実の向懸、年々の老化がもたらす影響を無視することはできない。だが、我々は必ずそれを超越できるだろうと確信している

—むすび—

提訴に至るまで、自己の生活をかえりみることなく犠牲にし、身を置き替え、支柱となり、引綱となり斗争の主体をにない、また当日、地裁前集会にては、提訴の意義を見事に果させて下さった諸氏の熱情、至誠に対し心より感謝いたします。報ゆるには御魂あるのみです。

8月24日
 総評大阪地域合同
 労組植田マンガ
 分会
 官路 記

連載

対植田直接交渉の経過

植田マンガン分会 官路

植田マンガン分会が裁判提訴に踏み切ったこと、及びその意義について「主張」で述べた通りであるが、それに至るまでには分会の強い闘いの歴史がある。本号から強い闘いの歴史がある。本号から強い闘いの歴史がある。

要求書を胸に

昭和50年10月12日、秋とは言えど、とき折には肌寒く、ましてや雨まじりのこの日、生駒おろしの吹く風は被害労働者の心の隙間を逆撫でしていく。

私達、植田満僱分会に結集する、マンガン中毒、じん肺等の労災職業病被災労働者は、地域共闘会議の力強い斗争支援のもとに、企業主植田文治に対し、生活補償の要求を具体的に起すべく、要求書を胸に抱き、その歩を進めていった。成金趣味に飾られた心

要求の内容

被労者である一分会員が、実際に取得していた日給額を基礎にし、算出した金額を百パーセントとし、

一応このうち六十%分を労災休業補償で取得しているものとみなし「残り四十%分を企業」の加害責任を果す一端として即時支払えし」というのであった。

但し、右記支払要求の基点を、労災認定日からにするか、発病の時期頃にするかは残された問題であり、六十%分差引算定法にも疑義がある。

何故なら、被災労働者は認定をうける数年前からその徴候を除去に現れし始め、気付かぬまま労働力が減退し従つて収入も少くなり、そして認定となる。事実支給される休業補償は、平均的労働者の出勤日数の三分の二か、約半分ぐらいのものであり、結果、その減退

した収入の六十%分である。これは日給労働者の最大の泣きどころである。しかもこのような問題は一般的労働者にとつて、特に単純労働者に於ては非常な難問題であり、理解しにくい。

現実には労災休業補償六十%分のみで世間なみの生活はおろか、最低生活さえも営みえないことは万人衆知のものである。まして狂乱物価の現任、一夜毎に昇騰し続けるときに、いかに節約、努力しようとも何の支えにもならず、少々の貯えなんぞ喰いつぶすのは時向の問題であり、余りにも明白な事実でもある

生きる最低の要求だったか……

とすれば、私達マンガン中毒、じん肺等被災労働者の前記生活補償要求は、具体的な細目計算より、まず当面の生活を維持することが必要であり、そのための補償をかりとることが先決であった。

生命の支柱を打ち込み、確立し、これを一筋の光明、基盤となしそこから前進する以外何もなかった。

生きていく最低の要件であり、私達の斗争の原点でもあった。と

植田暴言集(そのI)

してこの要求が加害企業主植田文治とその一党に対し、深々と突き刺る一本の矢になることを考えたのであった。この切実な願望、被災労働者側の要求に対し、資産家であり、加害責任を百%負うべき立場にある企業主植田文治は、いまだにこの切迫した重大な責任を省み、認めようとせず、数々の暴言をもって対抗してきた。

- (イ) 「マンガンとの因果関係がはつきりしない」
- (ロ) 「私は労災認定があり、私には知らぬ

- (ハ) 「弁護士はマンガン中毒による労災認定がどうか判らないが休業補償はおりていると言つていた」
- (ニ) 「今のところは、言

葉だけでお見舞いを
したいし

(ホ)「内容・金額につ
ては考えていないし

(ハ)「出す気はあるし

(ト)「努力することも弁
護士に相談しなければ
できません」

(チ)「個人的に解決した
らか・ヤッタロカ

(リ)「水害のとき、上昭
の車を押して出すと
き、お前は手伝わへ
んかったやないかし

(ヌ)「ウロウロしんと
サツサと出ていけ
会社の家やどし

(ル)「千ヨロ千ヨロ人を
引っぱり込んで何さ
らしてるね」

(オ)「お前らが推差した
何もやる気はないし

(文次)

一体どこから

こんな思想が?

私達はこの暴言をど
う理解できるのか。マ
ンガンを吸って、十五
年・二十年と働き、擧
性マンガン中毒労災認
定を受けているのに、
今更「マンガンとの因
果関係」がどうのこう
のでもあるまい。「休
業補償」がありればば
尚更明確だろうに、言
葉だけで生きている
のなら彼等は一体何喰
っているのか? 「内容
金額」について考えてい
ないのに出す気がある
? 何を? まさか舌を出
す気ではあるまい。「努
力すること」も弁護士に
相談しだつて、馬鹿心
やなからうか、おまけ
に「私には人格もあり
ませんし」として、「個

人的に解決し」から始
まる一連のオドシ文句
彼等の如き思想はどこ
から生れるのか。すで
に父親となつた嘉明は
大学卒と聞く、今の神
戸大学はそんな教育を
しているのか。
田交に入つて約六時

これがわが青春を捧げた主人なのか

昭和五十年、十一月
二日、秋深く、山の緑
もくろく、目に映え
冷気は心を刺し、悲憤
は要求貫徹の意気とな
り、今日も共斗支援を
うけ、やれ回目植田交
渉に臨んだ。時刻は午
后一時四十分、植田宅
応接向、植田文次は前
回交渉時の、息子嘉明
の暴言について謝罪、
これは弁護士の指示に

固、午后七時にならん
とするとき、遂に植田
文次は息子嘉明の暴言
について謝罪、労災被
害者への補償に依じる
ことを再確認し、立合
の場で確認書を作成、
署名捺印した。

植田迷言集

「私には人格がない」

(1)「弁護士と相談した。
労働者側の要求は筋
が通っている。しか

- し。経営者側の立場もあるので、金額として決めることはできなれと言われまし
- (ロ) マンガンとの因果関係がはつきりしない
- (ハ) 「労基局が労災認定に当ってアイマイな判定を下しているし
- (ニ) 「私は思っていないが、弁護士がどういうのでし
- (ホ) 「総評の顧問弁護士に依頼したら、金がかからないので裁判にしてほしいし
- (ヘ) 「謝罪文を出したのには出せと言われたから出したので、私はマンガンは薬に使われてる位なので、有罪物とは思わない
- (ヒ) 「多勢で押しかけてこられることに向題があるし(弁護士が言った)と……

- (4) 「私は行政に対して不服申立をしたし
- (リ) 「話し合いで解決したい。額で落ちつくだろうと思います
- (ヌ) 「話し合いはできないだろうと思います
- (ル) 「出す気はあるしどないなとして下さい、キョウハクと意思します
- (ワ) 「出せない理由は依りどころ、法的なものがないのでし
- (カ) 「補償要求交渉を話し合いで応じるということは、裁判で決めるということですか
- (ヨ) 「判決が出たら一審の判決に従うという誓約書なら書きます
- (ク) 「誠意を出そうと思つたことは一度もありません
- (シ) 「誠意とか努力とかは言えませんが、書かないで下さい、書き

- ません、印を押しません、それを抜いてくれたら印を押しします
- (ソ) 「アンタ方はなんで裁判をいやがるのですか
- (ツ) 「労災とか、マンガン中毒とかの因果関係を抜いてただのお見舞いだとか、一時的なものでしたら出せるのです
- (ネ) 「営業権を上昭に引き継いでもらつたのです
- (ケ) 「リフトも、車も、事務所も、製品もまかせました
- (ウ) 「息子もノイローゼになつてかわいそうです

- (ム) 「こんな書いたらまた弁護士におこられ
- (ウ) 「私には人格がないのですわ、みな弁護士に任せてますのでだから、思うことも努力もできませんわ

何という人物なんだろうか、これが私達の青春を捧げた主人なのか、何人もの労働者の健康を奪つた責任をどう考えているのか。息子のロイローゼが可哀想で他人ならどうでもよいのか。十五年も働いたことが今更ながらに根めしい。俺達はなあ……。

連日の実力行動に突入

昭和五十年十一月二十四日、野草の枯れも

目立ち、道行く人の足早く、ビラ配付の

歩みも心なしか気忙わしい。午前十二時・産業大前前に集結し、戸別配付・積宣活動を行いなう、植田門前にて再合流、午後一時三十分、生活補償要求団交に入る。

「責任はあります。お金もあります。ただ、後々の問題があるので出しません。すべて裁判で決めたい」「最低生活補償も、その内の一時金も出せません」
 「その：裁判で決定する側の生活費も、裁判で決めてからでないといと金額が出せません」
 「労災認定も、マンガンとの因果関係がはっきりしません」
 遂に私達の忍耐も極限

に達した。明日二十五日以降は、連日実行動に入ることを宣言し、六時植田宅を出る。
 全電通労組大阪支部、大東分会事務所、研修会議に入り方針確認。

出撃体勢整う

ステッカー、ビラ大量作成、すべて手書き工場周辺と植田宅を中心に、中垣内町全体にと、連日分担当作業進行、見る向に何百枚。またハンドマイク使用、情宣活動も併行しての実力行使、ハチ巻手製、ビッケンも即製ごと意気次第に盛上る。

斗争宣言 組合旗作成

昭和五十年十一月三十日、共斗会議の支援を受け、総勢二十名以上冷気を突いて出勤す。
 ハチ巻、ビッケンに身を包み、ハンドマイクで実状を訴えながらビラの個別配付、ステッカー等、宣伝カーは中垣内一帯を走る。各組織の旗は熱気を帯びて空にひるがえり、颯と雄姿を見せる。我々、今立たざればこの日をおいて立つときはなし。一文が浮ぶ。
 一時三十分、十回植田交渉開始。
 「一時金五十万円を二月十日に支払うが条件として交渉打ち切り、裁判で決着をつけよう、何年かかるとしても一円も出さない。」(植田)

「冗談じゃあない、私達被害者は五十万位で、生活権、健康命までも売らない、そんな弱い立場じゃないぞ。」(分会)

断固闘うことを斗争宣言、として手交し、夜9時に交渉打ち切る。全電通中支部大東分会組合事務所にて会議、十二時解散す。
 分会員より、組合旗大型一流の声強く、委員長に至急依頼す。気付かなかつた責任重し、我身小にして分会員を説得す。(つづく)

宣伝パンフ紹介
黒工場(六百円)
 植田マンガン斗争の全貌を掲載

労働者自らの医療機関として

兵庫医療生協

神戸診療所

兵庫労働者安全センターの設立

兵庫県評を中心として、労働者の労災取業病斗争のセンターとしての兵庫県労働者安全センターの設立に至つたのは一九七〇年のことである。当時、県段階の安全センターの設立は、全国的にも唯一と言つてもいいものであり、まして労災取業病斗争の発展の一翼を担う活動を進める安全センターは他に例を見ないものであつた。活動内容としては、労災取業病の掘りおこしと、各労働組合に労災斗争の重要性を訴えることなどであつたが、県下の労災取業病斗争の前進にとつては大きく寄与するものであつた。

労災取業病の絶滅は 労働者の闘いのみ

こうした安全センターの活動の中で、多発する労災取業病や激しい健康破壊に対応するには、労働者自らの医療機関を作り出さねばならないとの認識が強まり、一九七二年七月、医生協設立、診療所活動の開始に至つた。

設立に至る過程ではかなりな困難があつたわけだが、とりわけ県評大会、安全センター総会では、一部より「民主的医療機関」があるから……などと、政

く運動の前進の前には、彼等も引き下ろざるを得なかつた。ここに我々は、労災取業病斗争の発展を見ていくのである。つまり、労災取業病斗争は一部の「民主的、良心的」医師、学者、専門家によつて担われ、労働者自身は、まさしく労働者自らが労働者自らの団結（労働組合）の中でこそ解決していくのであり、とりわけ、労災取業病被害者の団結が正しく反映されることによつて、労災取業病絶滅の闘いとして発展するのである。

もう一つの視点は、労働者自身の健康は自らの力で防衛していくことである。保安処分ということを通じ、「国民管理」が取場、地域総体に力をもつて、人できていゝる中で、政府、資本にとつて、医療の管理は決定的に重要である。取場においては産業医の設置により、労働者の排除が自由に行われるようになることを見てもさうである。さらに「トリム運動」に見られるように、健康破壊が、労災取業病「公害」、医療被害等により進んでいゝることをおおい隠し健康

破壊の責任は個人にあるかのごとくよぞおい、しかも個人の肉体を鍛練することによつて、この行為の中には田結を破壊する因がある。現在の取場秩序に配置していくことが行われきてきている。こういう中で、労働者の健康は労働者自身で管理していくことの重要性が湧び上つてきている。

活動の成果 全港湾の港湾病に斗争

現在、兵庫医療生協・神戸診療所の活動は、労働者・労働組合、そしてとりわけ労災職業病被災者の斗いに突わり、その独自の任務を果していくことを中心として行っている。したがつて「患者」は圧倒的に少なくなった。ある。港湾病の被災者、全港湾のケイワン、腰痛被災者、金属化学、自治体労働者などのさまざまな健康破壊を受けた人達である。

一例として港湾病の斗いの例

を挙げておこう。この斗いは全港湾の掘起により、港湾労働者とりわけ日雇労働者の健康破壊をとらえ、その原因としての労働と生活実態の調査をしたことに始まる。この実態はさまざまにばかりであり、全身の運動器及び呼吸器等の破壊は恐るべきものであつた。全港湾はこの実態をとらえて「港湾病」と名付けた。まさにそう呼ぶしか方法はないものとしてそう呼ばれたのである。この責任と補償をめぐつて、行政・業者との斗いは始まり、具体的にや一次として、11名の労災申請（運動器全組）を行い、長期にわたる斗いにより、ようやく6名の認定をかり取つた。その後や2次10名、や3次は名ど労災申請は続いている。さらにじん肺の申請も行ってきている。しかし現在まで、労働者が示してきた判断は、唯一腰痛症をめぐつただけであり、その他の頸椎症、膝関節、肘関節、あるいはじん肺は無視され続けている。この怒りが、監督

署に、100kgの米袋をもちこんで、「おまえら、かついでみる」につながつてきたのである。

職業性頸腕症（腰痛症も含めて）をめぐる斗いは多くの取場で困難を極めている。政府、資本にとれば、あらゆる差別、分断を通じた取場秩序の確立に向けた攻撃であるからである。

この斗いは「一人前労働者」のおしつけをはねのけ、個々人の社会的諸条件に見あつた労働条件の獲得という形で進んできているが、多くの困難につき当っている。（詳述は他の機会にゆずりたい）

以上、簡単に、兵庫医療生協・神戸診療所の活動を報告し、南大阪労働者診療所設立の視いしたい。

（文責・山崎）

南大阪労働者診療所の

設立経過について(その1)

関西労働者安全センター常任事務局

南大阪労働者診療所の成立の経過を簡単に説明しよう。

昨年一月に南大阪労働運動の中から関西労働者安全センターは具体的な要求として、労働者の日常の命と健康を守る診療所を作ることを要請された。しかし、当時安全センターは労災職業病を扱うナショナルセンターであると言いつつも、労働者の日常的な生活への関りではなく労働者が作り出し、生み出した運動への関りとして位置付けられていた。

何か大きな

誤りをしている

そのための「医者を中心にする

安全センター内部のインテリゲンチヤの作風は「全てをかけ労働者人民とともに歩む」ことではなく、「自分の仕事の間に、労災職業病の専門家として労働組合へおもむく」ことであつた。

南大阪の斗いの中からこの様な作風が批判されたのは、一れ七三年の、大阪事務能率支部での安全センターの検診活動であつた。しかし、こうして失敗は斗争のきびしいところで大衆化しただけであつて、関西労働者安全センター全体にわたつて当時生じた問題であつた。「我々の中に何か誤つた考え方がある、それは何か」当時の常任事務局はその解決のための努力をすることが多くの大衆からの要請で



であると感じた。

上組分会での自主健診

まず第一点は、労働運動自体の問題である。労災職業病への斗いは労働者大衆の斗いのみが解決する力をもつ。この原則は単にことばのみではいけないし

實際の實踐の中で位置づけなければならぬ。

一九七三年、全港沿海岸南支部は上組資本との激烈な闘いを行つて来た。この闘いの一つとして上組分会の自主健診が行われた。「健康診断で自分達の健康状態を知るのは闘いなのだ。何故なら今まで何も知らずに殺されてきたからだ。」という意識が健診斗争の中でめばえ、上組へ「自主健診を認めよ」との団交をもち、労基局を迫及し、上組資本に自主健診を認めさせ、行政指導すること」を要請していった。

健診結果は労働者へ

もちろん自主健診の結果は闘いの武器としてしか資本には見せなかつた。何故ならば破壊された労働者の健康状態を資本に知らせることは、いかに民主的な医者やろうとやるまいと、結果として産業医のやっつて

ることとさほど変わりないからである。だから「健診結果は医者の手にわたしてはいけない。このすべてを労働者が自主管理すること」であつた。そして「戦術としてしか健診結果を資本に知らせない」闘いが自主健診の闘いであつた。小ブル的完全論争や危険性の告白主義、ばくろ主義はのりこえられなければならなかつた。

闘いの状況によつて自主健診の結果は敵に示せばよいだけなのだ。しかし、これは「労働者が何故、自分達は健診をうけるのか」として「これへ自主健診」が労働者自らの闘いである「ことを自覚しないかぎりできないことである。」

さて、自主健診の結果、多くの被災者が発生するものである。資本家へその実態をばくろし、追及していくと同時に、労働者内部での「患者になつてはいけない」斗争を進めなければならぬ。そうでなければ被災労働者の中から発生する個人主義に

よつて、斗争の団結はくずさるこしまう。

「治療は闘い」を 学びとる

我々は声を大にして「治療は闘いである。何故ならば、資本家階級の搾取の結果こそ労働者の健康破壊である。だからこそこの矛盾の解決は労働者階級の闘いによつてのみ可能である。まず被災者は労働者の団結を何よりも大切にしなければならぬ。そして大衆は一人の労働者の健康破壊を階級の苦しみとして理解しなければならぬ。これが労働者の命と健康を守り病をなおす闘いの第一歩である」と言つたのである。

治療が労働者大衆の階級斗争であることを理解するためには多くの学習と実践が必要であつた。我々の中には治療とは医者ややるものである、という小ブル思想があまりにも根深く存在しているからである。

上組資本と斗いぬく

じん肺被害者

我々はこの誤った考え方を克服するためいくつかの実例を示した。一つは全港湾沿岸南支部の堺造船分会の斗いの例である。この取場では組合結成以前は多くの結核患者が発生していた。しかし労働組合をつくり、賃金を上げ、権利をかくとくする中で、結核患者は一人もいなくなつた。労働者の団結と斗争こそが健康を守るといふ実例である。

さうにもう一つの例は、全港湾建設支部上組三井東庄分会の一労働者の斗いの話である。この労働者は組合を結成する当時はじん肺結核であつた。その治療は急がなければならなかつた。しかし、上組資本はこの労働者を含む全員の解雇を言いわたした。この労働者は決して患者になつていなくなるか、団結小屋でみんなと同じくねとまりし、定期的に

治療を行いなから取場を守り、労働者の団結を守るために斗ひ続けたのである。

多くの仲間はこの労働者の情熱にはげまされなかつただろうか。あの上組資本の弾圧にめげず、斗い上組三井東庄分会のエネルギーはここにあつたことを知らされたし、階級の団結を自分の体に優先させ、個人主義、患者主義をのりこ

え、「労働者階級の斗いなくして治療なし」を教えた労働者の斗いの実例であつた。

(以下次号へ)

〔奥西労働者安全センター
常任事務局〕

斗う病業取災五才 会集交流西奥

【とき】 11月3日
【ところ】 新大阪(予定)

参加を！への討論備予

お知らせ

委行実弾糾悪改法險保災勞

≡≡≡ 台会回2才 ≡≡≡

(日時) 9月13日(月)
6:00~8:30(P.M.)

(場所) 森之宮労働金庫(仮)会議室

参加を！多数

前線から

都島

都島友の会の保母ら

組合活動公然化す!

8.23 不当解雇撤回決起集會を城北で行つ

8月23日夕刻から、都島公園で城北地域の労働者をはじめ、大阪一般合同労働組の仲間など、約70名の参加で、(私業病被災者の)不当解雇撤回決起集會が行われた。

認定を待ちとる

阿佐さんは全国一般大阪地本大阪一般合同労働組に加盟し、解雇の撤回と天満の労基署に対し、業務上認定(頸肩腕症・腰痛)を求め、合同労働組・南大阪診療所のハリ学習会の仲間らとともに斗ってきたが、8月6日、天満労基署は遂に業務上認定を行った。

ぶえる仲間

阿佐さんは全国一般大阪地本大阪一般合同労働組に加盟し、解雇の撤回と天満の労基署に対し、業務上認定(頸肩腕症・腰痛)を求め、合同労働組・南大阪診療所のハリ学習会の仲間らとともに斗ってきたが、8月6日、天満労基署は遂に業務上認定を行った。

一方、園にゆく保母達の中にも園のやり口に怒る人達が多く、うち5名が組合に加盟した。当初この5名は経営者側の弾圧をさけるため、非公然に活動を続けてきたが、集會当日の23日午後5じ、組合役員名簿(支部長・沢田美知子)を園に提出し、同時に、三名の労災申請・労働条件改

佐さんの解雇は無如となつたわけだ。翌7日には、約40名の仲間と

比嘉包圍の体制を

解雇の不当性が明確であるにもかかわらず、これを認めない園と比嘉に対し、8月24日、大阪総評・合労・安全センターは労基法19条違反で告発した。また大阪地裁への地位保全の仮処分も準備している。

園は組合員に対して様々ないやがらせを加えているが、組合員の結束は強く、これをばねのけ、連日びうまきなどで斗い続けている。一れつきの黒い政治家でもある比嘉正子を追いつめるために、支援の輪を広げ、斗いの幅を更に大きく広げていかねばならない。

去る8月25日午後6時より、森宮市立労働会館において、労災保険法改悪糾弾実行委員会の第一回目の会合が南かれた。

この実行委員は、今年初春以来の労災保険法改悪阻止の斗いを、改悪法の国会通過へ5月19日以降再度立て直さねばならないという大衆的な要求をうけて、関西労働者安全センター

事務局長・豊田正義氏、立命館大学名誉総長（実行委代表）末川博氏の呼びかけで南かれたものである。当日は、全金南大阪、全港湾をはじめ、スタングード労組、高槻市交通労組、全近畿地

8/25 第一回労災保険改悪糾弾実行委南なる

大阪 情宣体制の確立を確認

本（個人）日住労働者志し植田マンガン分会などの労組や若手弁護士グループなど約30名が参加した。また会議には、参議院議員の佐々木静子氏もかけつけ、労災斗争を国会の場でも積極的にとりあげていきたいとの挨拶があ

とうとあせついている。労災保険法改悪もその一環である。だから被災労働者の権利を労働者階級全体の力で守りきり、支配者どもを更

に追いこんでいこうとのアピールが行われた。次に安全センター常任事務局の方から、

つた。会議では、最初に呼びかけ人である豊田安全センター事務局長から「現在、支配者どもは政治的・経済的混乱に当面しており、これをのり切るために、あらゆる方面に手を打

改悪阻止斗争の経過とその反省、及び実行委結成の基調説明が行われた。その後全体討論に入ったが、法改悪に對する情宣不足が運動の大衆化を致命的に遅らせているとの強い指摘があった。そして

実行委全体の確認として(1)各地域組織の事情に合せて、取場学習会・ターミナルビラマキなど、最大限の情宣体制を確立し、動きを作っていくこと。(2)運動の輪を広げるために産別（地本等）オルグを続け、実行委への参加を訴えていくこと。(3)労組の救済、労災裁判斗争など具体的な斗争との結合をはかる。また、11月3日に予定されているヤウ回労災取業病を闘う関西交流集会に結合していくことなどが今後の方針として打ち出された。尚、次回（ハヤ2回）実行委会合は9月13日（月）森の官労働金庫会議室において、午後6時より行われる。

京都

公災基金と直接交渉

京都市役所下君の腰痛斗争

京都市役所建設局の下君は腰痛の公災申請をしていりる。昨年の10月に申請をしたのに全く音沙汰がないため去る7月23日と8月3日の2回にわたって建設局と公災基金へ民間の監督署にあたる認定機関におしかけた。すると建設局は「本場に現場へ行く途中で転倒したかどうかわからない」という始末。基金も「建設局から書類が届かなければ」と建設局の肩をもつばかりであった。

これは下君が活動家として市当局とケンカしてきたことへのイヤ

がラビである。組合も「反戦活動家」組織破壊者」ということで黙認している。

官公労の公災認定は当局に絶大の権限があり、認定機関も法的には一応別組織ではあ

っても、その実務は当局がやっており、まさに当局の意のままである。京都市役所の場合も、取調局長事課という労務担当課がその担当をしている。下君の斗いはこうした二重三重の障害をのりこえ、本当の労働運動をめぐらそうとするものである。

東 文 阪

ガンによる死七労働者

じん肺死と認定さる

全金マコトロイ工業支部

全金東大阪地協マコトロイ工業支部は、タンクステン・コバルトの合金製品を作る取場の労働組合で、今年一

人のガンによる死七者を生じさせた。労働組合はこの一人の死七事故を取調全体のものとして考之、奥西労働者

安全センターに相談し、労災斗争にとり組んでいった。はじめ、取調活動家によつて、Aさんの死亡に至る経過の調査活動が始り、Aさんの一生は病気の一生ではないかと取調の仲間が訴えた。企業家の恐ろしいほどのずさんな労働安全衛生の管理、そして無策、無能な労働行政の姿、企業家の意のままの御用医者の容などが、労働者の前に、死んだAさんと直接に関係あるものとして暴露されてきた。

企業交渉、取調活動家の学習会、そして行政斗争と、三カ月余りの闘いの中から、去る8月19日、Aさんは「じん肺による死七」として業務上認定されたのである。

8・5, 30 大阪西労基署交渉

続々と認定を勝ちとる

南大阪

☆☆

☆☆

8月5日、南大阪地区評、労災取業病対策会議（橋井登美男議長）は全金港合同支部と全港湾沿岸南支部の労災認定を闘い取るために、大阪西労基署と団交をもった。

この交渉は全金大阪亜鉛支部のTさんの脳卒中事件の認定に關するもの、全金鋼管商事支部で今年起った脳卒中死亡災害の認定の確認について、さらに未組織労働者であるTさんが、一方的にA病院と労基署から労災補償の打ちりをされたことへの抗議、及び早急に認定を出すことへの要請、また、以前に全金駒形亜鉛支部のSさんが、メッキ作業で白内症をおこし失明したことを労災認定せよと要請してあったことに対して、その後の経過説明、そして最後に、全港湾沿岸南支部井ノ村倉庫分会での脳卒中の認定問題、これら五つの点につき話し合いを行った。

西労基署は昨年の連続斗争をおそれ、M製作所製缶工のTさんの腰痛を即刻認定し、他も円満解決に努力する」と述べた。

再び脳卒中
労災が発生
認定を闘取る

全金 鋼管商事支部

全金鋼管商事支部で今年3月に再び脳卒中死亡災害が発生した。昨年に続き二度目の災害に対し、会社はあわて、以前とは違った良心的態度で労災申請を行なったが、労基署はまたもや認定をひきのばしにかかった。

支部は認定を闘い取るために独自に署に行き向題を詰めたり、また南大阪労働者とも闘うことを確認し、斗争体制に入ったが、その後すぐに、西労基署は認定を下した。8月4日付で、交渉日16の前日である。

☆ 脳卒中労災
認定実例
☆ さらに加わる
全金大阪亜鉛支部

全金大阪亜鉛支部が一カ月前から闘ってきた田淵さんの脳卒中災害は、8月5日に続く8月30日の、南大阪地区評労対との団交の中で、業務上認定が確認された。南大阪の闘いは、「脳卒中はすべて労災」の実例を一つ一つ作り出している。

全金駒形亜鉛支部で
 ムッキ作業に従事して
 いた神宮さん
 は、先天性の
 網膜色素変性
 症（夜盲症）
 であつた。一
 般にこの病氣
 は老人性の白
 内障をおこす
 といわれてい
 るため、神宮
 さんが白内障
 をおこし失明した時
 症者は、これは先天的

☆ 白内障の
 ☆ 労災認定獲得
 ☆ 全金駒形亜鉛支部

なものである、と話し
 たが、安全センターを
 はじめ労働組合
 は「労働者の病
 氣はすべて労災
 ・職業病である
 」と言ひ、一年
 近く闘いをすす
 め、8月5日の
 労基斗争以後、
 西監督署は8月
 の中旬頃になつ
 てようやく認定
 を出してきた。

☆☆☆
 労災認定から人員確保の闘い
 全港灣井ノ村倉庫分会

全港灣沿岸南支部井
 ノ村倉庫分会のAさん
 は頭を強く打って脳卒
 中をおこし、死亡した。
 この事故についての労
 災認定を八月二十五日
 取り、現在企業と交渉
 し一千万円の保償や、
 人員確保を闘い取ろう
 としている。

南文阪

『作業場でのケガは全て労災』
 佐野安本社・下請親方らの
 暴力的組合つぶしを許すな!!
 佐野安下請労働者支部

佐野安下請労働者支
 部では現在構内暴行事
 件で負傷・休業中の労
 働者の労災認定斗争に
 とりくんであり、既に
 2回の（労・警）監督
 署交渉をもつた。
 本社・下請親方らの
 分会・支部に対する暴
 力をも含む組合つぶし
 活動は目に余るものな
 あり、今回の場合も事
 前に謀議がなされた上
 での事であつた。支部
 組合員の節安さんが朝
 作業服に着かえて現場
 に向う途中、数人にと
 り囲まれ暴行を受け、
 組合脱退を強要された
 というものである。
 支部では、身体を痛
 めつけられ休業を余儀
 なくされている節安さ
 んの生活を守り切らう
 と闘い続けている。た
 阿倍野監督署長は、例
 が少なく、組合活動と
 の関係があるのを判断
 が難しいとの態度であ
 る。労働者が作業場構
 内でケガをしたのなら
 労災である、との立場
 で今後も署に迫ってい
 く立場である。
 次回交渉は、署側が
 事実関係についての調
 査を一応終了した段階
 でもたれることになつ
 ている、多くの皆さん
 の支援をお願いします。

南大阪

運営委員会を設立、

さらに大衆的医療を、

—南大阪労働者診療所—

8月27日、南大阪労働者診療所世話人会は最終会議をもち、世話人会を発展的に解消させ南大阪労働者診療所運営委員会を設立する事を決定した。この運営委員会を設立するにあたり、運営委員会幹事会をもうけ今後の大

大糾弾の斗い、さらに森永告発の斗いなどの中広いテーマで討論を行った。この学習会や討論会は無産医運動のテーマもおりこまれ、

去る7月31日、南大阪労働者診療所へ松浦式び診療所において盛大に行われた。戦後からずっと無産医運動を続けてこられた人々、各地で地域住民・労働者と結びついて医療生協運動を展開しておられる人々、なほうちに散会した。

7/31 診療所開所式 開催!!

南大阪

遅くまで参加者同志が交流を深めあい、なごや

南大阪

医学生運動を築こう

・府医大の学生、診療所で合宿……

府立医科大学の学生12名が南大阪労働者診療所で合宿し、今後の

府立医大内の学生運動の向題や女性解放運動、部落解放運動、防犯医

『踏破』 センターで取扱中

ミネミヤ斗争の記録

¥750

8月2日、東京・大
久保の新日文会館にお
いて「身体の学校」を
10回例会が行われた。

当日のテーマ
は「労働と身
体」で、関西
安全センター
からも事務局
員が参加し、

東京

労働と身体しをテーマに 職業病斗争交流会

関西における労働職業
業病斗争についての講
演を行った。若い婦人
を中心に東京で職業病

（特にけいけん）との
闘いを進めている人々
約30名が集り、熱心な
討論が行われた。翌3

東京では職業病斗争の
大衆的な広がりか不充
分であり、被災者だけ
の運動におしこめられ
ていることであ
った。被災
者の団結はも
とより、その
力をどう普遍
化し、労働者
全体の闘いにまで押し
上げていくかが今後の
重要な課題となってい
る。

神奈川

全国青年交流キャンプ 共通の悩み解決の道を

去る8月7・8・9
日に、神奈川県足柄
山で全国青年交流キャ
ンプが南なれた。全国
から30名の青年労働者

が集まり、キャンパス
マイヤーなどを楽しむ
と共に課題別に分科会
ももたれた。そのひと
つの労働職業病分科会

には富山・新潟をほじ
め多くの労働者が参加
した。どこの職場にも
職業病が充満していな
から組合として取り組
めていけないというのが
共通の悩みであった。
「ユニコで勉強して、ひ
とつでも職場斗争に役
立てたい」と誰もが夏
剣だった。

淀川

こうした熱意に込え
るためには、数多くの
経験をもつ安全センタ
ーは、「やったや、た
し」の報告よりも、どう
したら職場の団結を克
ち取れるかを伝えてい
かなければならないだ
ろう。

大衆労基交渉 頸腕労災認定 獲得す

全石油スタンプタード
が「キエム」労組（ス
支部）ではタイフ職場の
松岡さんの頸腕症を労
災認定させる闘いを今

年の5月以来進めてきたが、去る8月28日付をもちいて淀川労働署は業務上認定を行った。7月下旬に、又労エツソ大阪・中津地域共斗の仲間らと共に大衆的なオ一回目の対淀川労

基署交渉をもちいて以来一ヶ月後の認定である。又労モージルではこの認定を武器にして、他の被災労働者の救済・職場改善などの闘いを進めていこうとしている。

大分

審査官は

公正、かつ迅速に業務上認定を行え

全港湾建設支部治水分会では大分工場の脳卒中労災死の業務上認定を待ちとろうと、昨秋、大分局へ不服審査請求を出した。大阪でなら簡単に業務上と認定されるケ―スであるのに大分局審査官は未だに業務上決定を出していない。今年4月に

は審査官が交替し、最近になって労働側参与欠席のまま(総評代表の参与が病気になるため)参与会を雨くなどの動きを見せ始めたので、引きつぎがどうなっているのか、参与欠席のまま事を運ぶつもりかどうかの真意を確認するため、8月3

日、奥さんを含め、審査官と交渉をもちいた。交渉の中で、大分工場の環境調査(粉じん騒音)結果・同僚労働者からの聴き取書を含め、追加として提出されているはずの資料が故意に偶然な一切参与への参考資料に含ま

れていない事が明らかになった。この事に対しては断固とした抗議を行ない、5日の参与らの現場調査にも建設支部・安全センターが立ち会い説明を加えた。後日、再び交渉をもつと確認して大分での交渉を終えた。

8月中旬、岩佐さんの事情聴取を何となく済ませたいと考えた川島審査官は、事聴を大阪でやってみようと言い出し、9月7日大阪西労働署でやることを決定した。その時密室での事聴と

川島審査官の大阪での事聴
私たちの逃れ科弾
福井
と、大阪ではやれぬことから福井へ来い、と態度を変えてきた。私達はこの川島審査官の逃れ科弾すると共に福井で現地の労働者と連携して二回目の事情聴取を絶対

福井

に実現させる決意である。

研究室を足場にした 反労災・職業病、公害斗争

岡山大学社会学教室有志

その9

瀬戸内海沿岸の 工業地域における 公害斗争

一九六〇年以後、我が国の独占資本が強蓄積をテコとして高度経済成長過程に突入する中で、広くて安い工業用地、豊富な工業用水、天然の良港、安価で「おとなしい」豊かな労働力などを求めて、瀬戸内海沿岸には多くの工業地帯がつくられて行った。これらの地域は、新産業都市または工業整備特別地域として指定され、国家的にも、また地方自治体レベルにおいても、

様々の手厚い保護を与えられ、ありとあらゆる公害をタレ流し続けて来た。その結果、我が国の沿岸漁業の四分の一の漁獲高を誇り、また世界的な公園として沿岸住民の生活の支えであった

労災・職業病と表裏一体の 大気汚染公害

工場内労働者の労災・職業病と地域の公害とは表裏一体のものである、とよく言われる。労災・職業病、公害は、人民の生命と健康を破壊する、資本制生産様式下における最高級の収奪である。従って、階級的に問題を把えるならば、これら三つの現象を切り離して考えることは

瀬戸内海は、産業運河へと変貌し、その青々とした水は今や油によって黒く染り、あるいは赤潮によって血のように染められる者となった。

以上のような、瀬戸内海沿岸南側の社会、経済的分析、および南側に伴う漁業の破壊、農業の破壊についての報告は数多く出たれているので、ここでは我々が直接関係している大気汚染公害、特に呼吸器障害の問題について述べることにする。

絶対にできないことである。ところで、健康破壊の突進においては、労災・職業病と公害はどのような関係にあるのであろうか。特に、既製の地域社会なら隔離されたような状態で作られている、近代的重化学コンビナートの場合には、エリート労働者と呼ばれる彼らほど

んな健康状態におなれられているの
であらうな。

私は、「新産都の優等生」と
呼ばれた水島コンビナートの足
元で六年間診療行為を行ってこ
る間、この問題を考え続け、何
となくしてコンビナート内にもぐ
りこみ、健康破壊実態を明らか
にして運動化して行くための突
破口をさがりたいと思っていた。
そして、当時水島において芽生
えてきていた住民の反公害斗争
との接点を、具体的な形で作り
出したと考えた。

予想を上回る 健康破壊実態

そしてついに、N化学労働組
合員、数百名の健康調査を行う
機会を得たが、コンビナート労
働者集団の調査に成功したのは、
これが最初でなく、最後であつ
た。彼ら労働者の健康被害の状
況は、予想を上回る程のもので
あつた。平均年齢二十五才と若

いにもななぬらぐ「咳が出る」
者四一%、(最高の部署では、
五四%)、「たんが出る」四五
%(同六九%)、「ぜい鳴があ
る」一三%(同、三三%)、「
息苦しいことがある」二五%
へ同、四一%)、「のどが痛い」
三二%(同、五四%)、「鼻水
が出る」三五%(同、八〇%)
などの結果であつた。このよう
な自覚症状多発は、周辺地区の
五〇から六〇才の住民の率と殆ん
ど同様で、百数十項目の調査の
まとめとして、「この訴えの多
さは驚異的である。これらの労
働者が五〇才になつた時に、ど
のような健康状態にあるのなほ
予測を絶する問題であらう」と
書きなぐるを得なかつた。公害発
生源の労働者は、周辺の住民よ
りも明らかに健康を破壊されて
いるのだ!この驚くべき、また
ある意味では当然の結果を前に
して、労働者は反公害・反防災
の職場内集会を働き、地区住民
との交流を行うに至つた。しか
し、向もなく会社側の弾圧が始

まり、その中で労働者の分裂が
生まれ、水島コンビナート内な
ら燃え上つたささやなな斗いの
炎は数ヶ月を経ずしてほとんど
消え去ってしまった。不幸にし
て、コンビナートの労働者は未
だ反防災・職業病斗争を組織的
に持続的に行うだけの力を持って
いないのである。そして、自ら
の健康破壊に対して闘うだけ
の力を蓄えていない段階において
反公害住民運動との合流をはな
ることは、やはり無理なのであ
る。ましてや、労働者自身の被
害意識の大衆化と組織化の問題
を抜きにして、公害問題におけ
る「内部告発」を他力本願的に
期待することは、労働と生活の
両過程を通しての、二重の、被
収奪者としての労働者の本質は
らして、実践的にはほとんど有
効性をもたない、と言えるので
はなからうな。

水島の反公害斗争の教訓

優等生と言われ続けた水島コンビナートで、大気汚染を中びとする公害は昭和45年頃をピークとして教化の一途をたどった。優等生という看板の色あせて行き、農・漁民、住民、公害病患者の運動が弱いながらも盛り上がり始めた中で、もはやむき出しの力やPPM主義に代表される技術主義でもって、我固有教のコンビナートを従来のように維持できないことを悟った企業と行政は、公害なくしてから公害公認へと一丈転換を始めるに至った。今日では、水島は「公害対策の優等生」とさえ言われ、何となくの者が公害の存在を認め、公害対策を最大の課題の一つとして掲げる状況である。ただし、基本的な条件が全国各地と同様、何一つ変わってはいないことは言うまでもないことである。しかし、今日なお、瀬戸

内海沿岸の各地でやられていたような、権力むき出しの住民圧殺や、非科学的なものというべきデータによるごまかしは、次第に通用しない状況が作り出されつつあるのは事実である。このような、公害に關する状況の一定の変化をもたらした要

因が何であつたかについては、政治情勢をはじめとして、今後追求していかねばならないであろう。そして、水島の現状よりも遅れている瀬戸内海沿岸の多くの地域においては、水島の教訓を普遍化していく作業が急がれている。

(柳楽記)

編集後記

きびしい残暑もようやく一段落ついた感じで、秋の気配が漂いはじめてきました。暑なつたので、という仕事の遅れへの言いわけはもう通用しないな、と、またこれからは増々頑張つて仕事をすののいい季節だなと仲々複雑な気持ちです。

行委の才一回会合もすまずのスタートを切り、才二回の会合に向け定賛的な動きを作つていこうと動き回つています。是非とも継続的な運動にしていこうという意気込みです。最後に、夏期一時金カンパへの多数の方々の協力を感謝していきす、という事を一言つけ加えて、次号を乞御期待、

昭和50年10月29日第3種郵便物認可
「奥西労災取業病」28号
51年8月30日発行（毎月一回30日発行）

読者拡大に御協力を！

一部 60円
年間購読 1500円（送料込）